【通知預金規定】

鹿児島信用金庫

１．【預金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

２．【預入れの最低金額】

この預金の預入れは１口 10,000 円以上とします。なお、通帳式の場合は、必ずこの通帳を持参してください。

３．【預金の支払時期等】

⑴この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

⑵この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

⑶前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

４．【証券類の受入れ】

⑴小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

⑵受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書・通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

５．【利息】

⑴この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

⑵この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑶この預金の付利単位は、1,000 円とします。
６．【預金の解約】
⑴この預金を解約するときは、所定の受取欄または、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
⑵解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。
７．【規定の改定】
⑴この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
⑵前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
⑶前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
８．【規定の適用】
この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

（2020 年 4 月 1 日　現在）